

# 神戸市立歌敷山中学校いじめ防止基本方針

令和2年6月改訂

## 目 次

- 1、はじめに
- 2、いじめの定義
- 3、本校の教職員の姿勢と責務
- 4、校内体制について
- 5、いじめを未然に防止するために
  - ・生徒に対して
  - ・学校全体として
  - ・保護者・地域に対して
- 6、いじめの早期発見について
- 7、いじめの早期対応について
- 8、いじめの解消について
- 9、特別な支援を必要とする生徒への配慮
- 10、特に配慮を要する児童生徒への対応
- 11、インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応
- 12、校種間の連携
- 13、保護者・地域との連携
- 14、関係機関との連携
- 15、いじめ事案への対処について
- 16、重大事態への対処
- 17、その他

## 1、はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立歌敷山中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的姿勢」は、

○神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行う。

○生徒、教職員の人権意識を高める。

○生徒と生徒、生徒と教員、教員と教員をはじめとする、校内における温かな人間関係を築く。

○いじめの未然防止に努め、いじめを生まない集団土壌を育てる。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。

○いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

以上、6つのポイントに重点を置いて取組を進める。

## 2、いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応にあたる。

## 3、本校の教職員の姿勢と責務

- ・生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめ」は決して許さないという姿勢を教員が持っていることを、さまざまな活動を通じて生徒に示す。
- ・生徒一人ひとりの変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・法第23条第1項にあるように、問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持ち、適切かつ迅速に指導・支援する責務を有する。

#### 4、校内体制について

- ・歌敷山中学校いじめ問題対策委員会を設置する。  
構成は、校長・教頭・**関係教員**・生徒指導担当（係）教員・養護教員・スクールカウンセラー、**スクールソーシャルワーカー（SSW）**とする。
- ・いじめ問題対策委員会の役割  
本校における、いじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学級担任を加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

#### 5、いじめの未然防止について

##### <生徒に対して>

- ・生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級作りを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、生徒に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や生徒一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・「いじめ」は決して許されないことだという認識を、すべての生徒が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないこともあわせて指導する。

##### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して「いじめ」は絶対にゆるされないという土壌を作る。
- ・困ったことや悩んでいることなど日常生活についてのアンケート調査＝相談票（いじめ調査も含む）を学期に1度実施する。結果をもとに学級担任との教育相談を実施する。また、学級担任だけでなく、複数の教員で生徒の様子の変化を観察し、養護教員、スクールカウンセラーも含めて、全教職員で生徒の心のケアにあたり、いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・**生徒が自主的にいじめについて考え、議論する事などのいじめ防止に関する活動に取り組ませる。**

#### ＜保護者・地域に対して＞

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを各種保護者会、学校だより、ふれあい懇話会、地域での会合等で伝えて、理解と協力を得る。

#### 6、「いじめ」の早期発見について

- ・教育相談週間を定期的に設定し、相談用紙をもとに学級担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保する。
- ・教職員は「育てる教育相談」の考え方を理解し実践していくため、スキル演習を通してその基本的な手法を研修する。
- ・生活ノートを活用し、学級担任と生徒が安心して相談できる関係作りに努める。
- ・教員がチャンスカウンセリングを意識して行い、日常の生徒の様子を見守り、信頼関係の構築につとめる。
- ・業間、昼休み、清掃時間など、生徒の様子を学級担任はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・生徒に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- ・相談票、アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。
- ・アンケートについては保存年限（原則5年）を守り、その内容についても生徒がいじめへの認識を深めるとともに、実情を記入しやすいものとなるよう十分に協議の上作成する。
- ・こうべつ子悩み相談「いじめ（ネットいじめ）・体罰・子ども安全ホットライン」などの利用も周知する。

#### 7、「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えを、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、生徒指導担当に連絡をとり、管理職に報告する。また、いじめ問題対策委員会を設置し、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該保護者に伝え、学校・家庭の協力のもと解決していく。
- ・再発を防止するために、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒の指導と保護者への支援を継続的に行う。

- ・状況によっては、教育委員会事務局・垂水警察署・神戸垂水少年サポートセンター・スクールソーシャルワーカーなど、関係機関と連携して対応する。

## 8、いじめの解消について

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。①いじめに係る行為が止んでいてその状態が少なくとも3カ月継続していること。②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じておらず、またその状態を本人、保護者に面談等で確認をする。①②に捉われることなく、学校は必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

## 9、特別な支援を必要とする生徒への対応

- ・特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。また、一人一人の特性を正確に理解し、情報を共有した上で、全職員で支援体制の構築に努める。個々の生徒を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を積極的にすすめる。

## 10、特に配慮を要する児童生徒への対応

- ・特に配慮を要する生徒がいじめを受けることなく、充実した学校生活を送ることができるよう、正しい理解を深めていくための研修や、学校として必要な対応ができるよう支援する。（特に配慮とは、日本人も含んだ海外から帰国した生徒、性同一性障害などマイノリティー、各地で災害事故にあった被災した生徒、特別な事情で親元を離れ施設での生活を経た生徒などをいう。）

## 11、インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルール作り等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、神戸垂水少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

## **12、校種間の連携**

- ・ 小中高校間で児童生徒の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともにいじめに対する学校の指導体制、内容の共有に努める。また小学校と提携して「いじめ防止小中地域会議」を活用した取り組みをし、一貫した指導ができるようにする。

## **13、保護者・地域との連携**

- ・ 保護者・PTAの組織と連携し、また歌敷山中学校区応援団「かけはし」等を活用した朝のあいさつ運動に取り組む。
- ・ 地域や校区内の小学校と連携して、地域会議を開催し、地域・学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- ・ PTAや地域での会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

## **14、関係機関との連携**

- ・ インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、神戸北部少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・ 犯罪行為等が認められるときには、神戸垂水警察署や神戸垂水少年サポートセンター、法務局等と連携した対応をする。
- ・ その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に連携を行う。

※ 平成27年3月発出の文部科学省通知文に「教育委員会と警察本部が相互に児童生徒の個人情報を提供する制度を構築するよう積極的に取り組むこと」と示されました。それを受け、平成28年9月9日に「兵庫県警察との間に相互連絡制度」を締結し、同年10月1日から運用を開始しています。

## **15、いじめ事案への対処について**

- ・ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- ・ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ・ いじめられた生徒を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・ いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・ 教育委員会事務局に事実関係を報告する。

## 16、重大事態への対処

重大事態とは①いじめにより在籍生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。②いじめにより在籍生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。なお相当の期間とは年間30日を目安とするが、一定期間連続している場合は迅速に対処する。

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局を通じ、神戸市長に事実関係を迅速に報告する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。
- ・教育委員会主導のもと、法第14条第3項に基づき「神戸市いじめ問題審議委員会」を組織し、その対応に当たる。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

※前掲の14にある『学校と警察との相互連絡制度』にのっとり、対応に当たる。

## 17、その他

- ・学校評価においては、年度毎の取組について、生徒・保護者からの学校評価アンケート、教職員の自己評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は、本校の状況に応じて、歌敷山中学校いじめ問題対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。

(平成30年3月9日改訂部分を太字と下線にて強調しています。)

※印の下線、太字部分は令和2年度5月より追加しています。